

伊勢崎市では請求事務の DX を推進しています。

定期支払

○契約等により年間を通じて毎月又は定期的に支払う経費（役務、委託、借上、定期購読等）について、請求書の提出を省略し、登録口座に定期的（指定の月の第四振込日）に支払を行う制度で、請求手続きが簡素化できます。

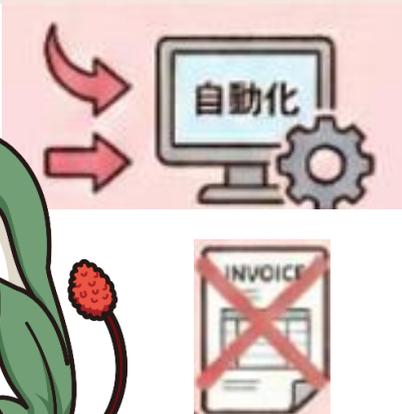
○対象

債権者及び支払時期、支払金額が契約等により確定し、支払回数が2回以上もの

本市（病院・上下水道局を除く）に対し発行する
但し、指定の請求書様式を条例・規則・要綱等で定めたものは対象外となります。

📍手続きには、申込書の提出が必要です。

契約担当課の職員に問い合わせ、申込書を作成・提出して下さい。（定期支払の条件に該当する契約が確認して申込書を提出してください。）



電子請求書

○事業者の利便性向上、DX 推進、ペーパーレス化を目的に、電子請求書システム「BtoB プラットフォーム」を導入し、請求書の電子取引を開始しました。

○対象

本市（病院・上下水道局を除く）に対し発行する工事・設計等補助金以外の請求書

但し、指定の請求書様式を条例・規則・要綱等で定めたものは対象外となります。

📍市ホームページの申込フォームから利用登録手続きが必要です。

「伊勢崎市会計課 電子請求書」で検索して手続きをお願いします。

※利用登録相談は会計課審査係で受付しています。

問合せ先 0270-27-2779



どちらも業務効率アップ!ぜひご活用ください。

おすすめ: 定期的に2回以上支払いがある

「業務委託」や「賃貸借契約」、「定期購読」等

メリット : 1回の申込で、毎月の請求書が提出不要

おすすめ: 単価契約、通常払い等

メリット : 郵送代・運搬経費の削減・ペーパーレス
送付・受領・確認がスピーディ